

義務教育における国歌斉唱はどうあるべきか

前川 雅志 議員

問 町内の中学校の卒業式は全体的に整然と進行されていたが、国家斉唱の時に生徒が一齐に着席したことが残念でならない。そこで次の点について伺う。

① 国旗・国歌に対する考え方は個人の自由かもしれないが、全生徒が一齐に着席するというのは、事前に教師による徹底した指導があったものと思うが。

② 現在義務教育課程では、国歌についてどのような指導を行っているのか。

③ 数年前に、帯広市内を中心に国旗・国歌をめぐる退席・着席が大きな問題になった。現在、町内及び他市町村ではどのような状況にあるのか。

④ 来春の式典は、今年と変わるのか。

① 国旗・国歌の意義を理解させ、尊重する態度を育てる。入学式や卒業式等における特別活動では、体験を通して自国の国旗・国歌を尊重する態度を養い、他の国の国旗・国歌も尊重する態度を身につけ、国際社会において信頼され尊敬される日本人を育成する。小学校の音楽科では、「国歌・君が代」は、いずれの学年においても指導することとされており、各学校では、学習指導要領の趣旨を踏まえ、適切な指導を行っている。

② 平成15年度の卒・入学式での国旗・国歌の実施率は前年度に引き続き100%で、幕別町では退席はない。

教育長

① 先生が児童生徒に、日の丸や君が代について偏った見方や考え方を

て全員起立している。十勝管内では、15年度の卒業式では小中学校ともに全員着席はないが、一部着席が小中学校の卒業式で47・1%、入学式で48・6%、中学校の卒業式で64・9%、入学式で66・7%である。

④ 学校の中でとことん話し合いをしながら、どんな形が良いのか1年1年実施してきた。現場が混乱して一番困るのは子供たちであるので、そういったことがないように、常にお互い信頼関係を保ちながら実施できるように努力していきたい。



指定管理者制度の導入は可能か

が対象となると思うが、町内でいくつかの施設が対象となるのか。また、町内には、実績を含め参入出来るNPO法人などの各種団体や民間企業があるのかを伺う。

町長

指定管理者制度により、①管理から運営までの委託ができる、②行政処分同様に使用の許可を行うことができる、③利用料金を指定管理者の収入として収受させることができる、④株式会社等の民間事業者が指定管理者になることができるようになった。

町内では、小中学校、幼稚園、保育所、コミュニティセンター、図書館、ふれあいセンター、公民館、老人福祉センター、百年記念ホール、あるいは体育館、野球場・陸上競技場といった各種の運動施設から公園まで、すべてが対象になると思うが、現段階では、それ

平成15年6月の地方自治法改正により、公共団体や自治体出資法人に限定されていた公共施設の管理が、NPO法人などの各種団体や民間企業に参入が認められた。

この制度を先行導入する北海道を初めとする自治体では、雇用の促進、住民サービスの向上、経費の削減が大きく期待されている。

指定管理者制度を導入した場合、図書館・百年記念ホールなど多くの公共施設



農業者トレーニングセンターも対象の一つであるが

それぞれの施設に係る個別の法律があることから、全てにこの制度を適用できるかどうかは不明な点がある。

町内で参入できるNPO法人はないと思うが、民間企業では、今までも施設の清掃業務等の委託をした経緯があるので、施設によってはできる企業もあるのではないかと思う。

いずれにしても、町のメリットを含め調査検討をしながら対応をしていきたい。